

当協会の公益目的事業について

○ 公益目的事業名：家畜伝染病の発生の予防に関する事業

当協会では、家畜伝染病予防法第62条の2の「家畜の所有者又はその組織する団体が行う家畜伝染病の予防のための自主的防疫措置」である自衛防疫の推進機関として、家畜伝染病の発生・まん延を防止するため、次の家畜防疫に関する事業を実施しています。

1 予防接種事業

(1) 事業の概要

国（農林水産省）の補助事業である家畜疾病発生・流行防止支援対策事業の北海道における事業実施主体として、さらに、協会独自事業として、家畜に対し予防接種を行うとともに、予防接種をはじめとした自衛防疫に係る普及・啓発を図るための講習会の開催やリーフレットの作成・配付などを実施しています。

(2) 事業の目的

予防接種を通じた伝染病の発生予防事業は、家畜飼養者等の利益の増進に資するだけでなく、家畜伝染病の発生に伴い、畜産関係者以外の社会生活にも大きな影響を及ぼすことがあるため、不特定多数の利益の増進を目的としています。

また、家畜防疫及び対策に関する仕組み、専門的知識・技術を普及するための講習会や会議の開催や指導等は、家畜の伝染病の発生を防止し、家畜及び畜産物の安定供給及び住民生活への悪影響を防止することを目的としています

2 検査推進事業

(1) 事業の概要

国（農林水産省）の補助事業である生産農場における家畜の伝染病（牛のヨーク病、牛海綿状脳症（BSE）など）の清浄化支援対策事業の事業実施主体として、家畜飼養者が行う伝染病の発生予防のための検査・指導に係る経費、牛のヨーク病発生農場における飼養家畜の自主的な淘汰に係る経費、BSE検査に伴う死亡牛の運搬・処理などに係る経費に対して助成を行っています。

(2) 事業の目的

検査推進事業は、家畜飼養者等が自ら行う発生予防のための検査、指導などを通じて、家畜及び畜産物の安全性を確保することを目的としています。